

平成25年度 住宅関連施策の お知らせ

建築需要促進事業

町では、これまで緊急経済対策として取り組んできた住宅需要拡大促進事業に替わり、新たに、小規模工事の受注を促進する建築需要促進事業に取り組みます。この事業は、白鷹町商工会が事業主体となり行うもので、町内における小規模工事の受注促進を図るとともに、地元関連業界の振興と経営基盤の強化、消費需要の拡大を目的として実施するものです。

下記【制度の違い（概要版）】をご覧ください。

■問い合わせ 白鷹町商工会
(☎85-00055)

住宅耐震化促進事業

町では、「住宅耐震化促進事業」として、住宅の居住環境の質の向上と経済の活性化を図る事を目的とした①白鷹町住宅リフォーム総合支援事業、地震に対する安全性の向上を図り震災に強いまちづくりを推進する事を目的とした②白鷹町木造住宅耐震診断士派遣事業、地震により被害を受けた際の負担の軽減を図るための③白鷹町木造住宅耐震改修事業などを昨年度に引き続き実施します。

①白鷹町住宅リフォーム

総合支援事業

下記【制度の違い（概要版）】をご覧ください。

▼募集件数 先着65件又は予算の範囲内

②白鷹町木造住宅耐震

診断士派遣事業

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震診断を実施します。

▼募集件数 先着5件

▼診断料 6000円

※町の負担…5万4000円

③白鷹町木造住宅

耐震改修事業

②で耐震診断を受けた住宅の所有者が耐震改修工事を行う場合、工事費の2分の1の金額を補助します。

※2分の1の額が120万円を超える場合、120万円が限度額。

▼募集件数 先着3件

④木造住宅耐震診断士への登録について

建築士（一級、二級、木造）の資格をお持ちのかたで、山形県もしくは市町村、または財団法人日本建築防災協会などが主催する木造建築物耐震診断の業務に必要な講習会を受講されているかたは、白鷹町木造住宅耐震診断士として登録してください。

■問い合わせ 建設水道課
理係 (☎85-6140)



【制度の違い（概要版）】

「建築需要促進事業」または「住宅リフォーム総合支援事業」のどちらか一方をお選びください
(注1) 申し込みは事業期間内で1回に限ります。 (注2) 両事業の併用はできません。

建築需要促進事業		併用できません	住宅リフォーム総合支援事業	
新築	増・改築、修繕等		対象物件	住宅
付属建物（車庫、作業所及び物置）	住宅、店舗、付属建物（車庫、作業所及び物置）	対象物件	住宅	
対象物件の新築	対象物件の増改築及び修繕工事、給排水衛生施設整備工事	対象工事	5要件（部分補強、省エネ化、バリアフリー化、県産木材使用、克雪化）のいずれかを含む工事	
工事請負金額が20万円以上		工事請負金額の下限	工事請負金額が50万円以上	
町内業者（白鷹町商工会員かつ町内に事業所があり、対象工事を施工できる法人または個人）であること		施工業者	県内業者（県内に本店・本社がある法人または個人事業者）であること	
■白鷹町内に住所を有する者 ■町税等の滞納がないこと		申請者（施主）の要件	■白鷹町内に住所を有する者 ■町税等の滞納がないこと	
介護保険制度との併用は不可		その他補助金との併用について	介護保険、他の補助金、県制度融資、エコポイントとの併用は不可	
工事費の10%分（上限5万円） ※白鷹町商工会が発行する商品券により給付		支援内容（補助額）	工事費の10%分（上限20万円）	
白鷹町商工会 ☎85-0055		手続き・問い合わせ窓口	建設水道課 ☎85-6140	

詳しくはお問い合わせください